

帝塚山高等学校いじめ重大事態 調査報告書

令和6年3月27日

帝塚山高等学校第三者調査委員会

目次

第1章 本事案の概要等

- 第1 本事案の概要及び調査に至る経緯
- 第2 本委員会の構成
- 第3 調査の経緯

第2章 当委員会の調査結果

- 第1 事実認定の注意事項
- 第2 学校の組織・体制について
 - 1 本件学校の概要
 - 2 本件学校の体制
 - (1) 教職員の体制
 - (2) スクールカウンセラーの体制
 - (3) 学校のいじめ防止等の体制
- 第3 背景事実
 - 1 対象生徒について
 - 2 クラスについて
 - 3 野球部のマネージャーの役割、仕事内容等について
- 第4 いじめに関する事実について
 - 1 野球部部室での出来事
 - 2 口論後の生徒 A の対象生徒や周りの生徒への対応
 - 3 日誌への記載
 - 4 担任、養護教諭への相談
 - 5 野球部監督、部長による仲裁
 - 6 他生徒との関係性
 - 7 対象生徒が一部の友人との SNS のつながりを断ったこと
- 第5 その後の事情
 - 1 定期考査から不登校に至るまで
 - 2 被害申告
 - 3 学校による聞き取り調査
 - 4 結果の報告
 - 5 対象生徒保護者からのいじめ重大事態にあることの指摘
 - 6 学習機会の保障

第3章 当委員会の認定

第1 いじめの認定について

- 1 いじめの定義について
- 2 Aと対象生徒間の揉め事をきっかけとするAの態度の変化
- 3 B以下の態度の変化
- 4 その他の行為
- 5 まとめ
 - (1) Aについて
 - (2) B～Hについて

第2 いじめと不登校の因果関係

第4章 学校の対応の問題点

- 第1 対象生徒とAの揉め事を受けての初期対応の問題
- 第2 いじめ防止対策推進法に基づくいじめの共通理解の不足
- 第3 いじめ対策における学校の対応の問題
 - 1 本件経過中における生徒指導上の問題
 - 2 組織的対応上の問題
- 第4 教職員間の連携・協力体制、組織的対応の不足

第5章 再発防止に向けた提言

- 第1 いじめ防止対策推進法に基づくいじめに関する共通理解の徹底
- 第2 いじめ等に対する学校の組織体制の再構築
- 第3 いじめや不登校等に関する教員研修の充実
- 第4 教職員間および保護者や関係機関との連携・協力体制の強化
- 第5 いじめ未然防止のための予防教育の充実
- 第6 いじめを生まない環境づくり

第6章 おわりに

第1章 本事案の概要等

第1 本事案の概要及び調査に至る経緯

令和4年10月、帝塚山高等学校（以下「本件学校」という。）に通う対象生徒が、他生徒Aとの揉め事をきっかけに、同人との関係のほか、対象生徒及びAと交流のあったB～Hとの関係で、無視され、もしくは距離を取られていると感じるようになり、令和4年10月末頃から学校を休みがちとなった。

同年11月はじめ頃、対象生徒の保護者から担任に対象生徒の状況に関する相談があり、本件学校は11月14日にAらに対する聞き取り調査結果を対象生徒の保護者に伝えた。その後も対象生徒が学校に登校出来ない状況が続き、令和5年2月末頃、第三者調査委員3名が選任されるに至ったが、その後、委員の構成に関する対象生徒の保護者からの要望を受け、同年5月頃、現在の委員構成となり、後述の調査を行うに至ったものである。

第2 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長・・・小泉隆志（弁護士・奈良弁護士会）

委員・・・米澤弘朗（弁護士・奈良弁護士会）

山本健治（関西学院大学教授・奈良県臨床心理士会）

高橋千香子（奈良学園大学准教授・奈良県臨床心理士会）

第3 調査の経過

当委員会の調査は以下のとおり行った。

ただし、これ以外にも、随時学校から開示された記録の検討、聴取結果の検討、原稿の作成、電話・電子メールを通じた委員会の意見交換を行っている。

日時	場所	内容
令和5年2月24日	帝塚山高校	第三者委員会会議
令和5年3月24日	帝塚山高校	第三者委員会会議
令和5年4月27日	奈良弁護士会	対象生徒の保護者等へのヒアリング
令和5年6月11日	やすらぎ法律事務所	第三者委員会会議
令和5年6月28日	帝塚山高校	対象生徒及び関係者のヒアリング
令和5年7月13日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和5年9月6日	帝塚山高校	関係者へのヒアリング、第三者委員会会議
令和5年9月7日	帝塚山高校	関係者への説明会、第三者委員会会議
令和5年9月14日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和5年10月4日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和5年10月7日	帝塚山高校	関係者への説明会、第三者委員会会議
令和5年10月17日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和5年11月1日	帝塚山高校	関係者へのヒアリング、第三者委員会会議
令和5年11月14日	帝塚山高校	関係者へのヒアリング、第三者委員会会議
令和5年11月22日	帝塚山高校	関係者へのヒアリング、第三者委員会会議
令和5年11月30日	帝塚山高校	関係者へのヒアリング、第三者委員会会議
令和6年1月25日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和6年2月18日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和6年3月7日	オンライン会議	第三者委員会会議
令和6年3月23日	オンライン会議	第三者委員会会議

第2章 当委員会の調査結果

第1 事実認定の注意事項

本報告書は、対象生徒及び本件学校から提出を受けた全ての資料並びに対象生徒、加害生徒とされる生徒A～H、その他本件学校生徒及び学校教員からの聴取内容に基づき事実認定を行った。

訴訟手続とは異なり、事実認定に用いる資料については提出者以外の者にはその内容の真実性に関して異議を差し挟む機会がなく、また聴取手続についても反対当事者からの反対尋問の機会がない。したがってこれらを根拠資料とする本報告書の事実認定は、訴訟における事実認定とは異なるものである。

第2 学校の組織・体制について

1 本件学校の概要

本件学校は、奈良県内の私立高校である。中高一貫教育を実施しており、併設された小学校、中学校からの内部進学者のほか、外部からの高校受験により進学する生徒もいる。

男女併学のクラス編成となっており、部活動や全校行事については合同で行っているが、授業に関しては男女別に受講している。

男子女子ともに英数コース（①男子スーパー理系選抜クラス②女子スーパー選抜クラス及び③英数クラス（男女））があるほか、女子のクラスとして③特進クラスが存在する。一部学年のコースには1クラスのものもあるが、基本的に①から③の各コースは各2クラス存在している。

2 本件学校の体制

（1）教職員の体制

本件学校の教職員体制は、専任教諭52名、養護教諭1名、常勤講師5名、嘱託講師4名、非常勤講師22名であった。

教職員の体制としては、校長、副校長、教頭2名、生徒指導部長、生徒相談室長、学年主任、各担任という構図になっており、クラスや生徒に問題が発生した場合、各担任は同学年の担当教員らに相談し、問題の内容によって情報共有する範囲は、

学年主任、生徒相談室長、生徒指導部長といった形で同心円的に広がり、管理職が把握する形になるとされている。

(2) スクールカウンセラーの体制

本件学校のスクールカウンセラーの勤務体制は、本件当時は週2回であった（現在は週3回）。カウンセリング時間は午前10時から午後5時までである。

利用方法は、担任、保健室、教育相談の教員などを窓口として予約を取り、その後カウンセリングを受ける流れになっている。

スクールカウンセラーについては、入学式に紙面を配布して案内するほか、中学校、高校の生徒に関しては、1年生の4月のオリエンテーションでそれぞれ案内し、また中学1年生、高校1年生の保護者に対しては、5月の保護者会で案内することにより周知している。これ以外にも、全保護者（生徒含む）に対し、教育相談便りなどの配布物にてスクールカウンセラーの利用案内がなされている。

なお、スクールカウンセラーと教職員等とは、事案の必要に応じてケース会議を行うことによって情報共有が図られることとされている。

(3) いじめ防止等の体制

本件学校のいじめ防止等のための体制については、生徒指導部、教育相談室において定期的に情報交換会が行われ、教員間で生徒の問題や不登校傾向の生徒に関して情報共有がなされる。

その会議には管理職も出席し、仮に欠席した場合も、会議後に報告を受けるものとされている。管理職は定例または臨時の管理職会議で問題を把握することとされている。

いじめの可能性を察知した場合の体制は、前記のような対応の他、明確にいじめの訴えや疑いを察知した場合は、内容、役割分担を全教職員で共有するものとされている。

いじめの疑いが生じた際には、副校長、教頭、生徒指導部長、副部長、学年主任、コース部長、関係教職員、教育相談室長、カウンセラーなど必要に応じ構成される「いじめ問題対策委員会」を開くこととしており、必要に応じて職員会議を招集し、同会議において協議された事象の内容、指導方針、指導内容、役割分担を全教職員で共有するものとされている。そして、いじめ問題対策委員会、職員会議の結果を受けて定まった方針にしたがい、被害者への支援、加害者への指導、周りの生徒への指導、支援を行うものとされている。

また、同委員会が必要に応じて学校設置者（法人）に報告を行い、法人は必要に

応じ学校に支援を行うものとされている。

さらに、重大事態の場合、学校設置者もしくはいじめ問題対策委員会は、奈良県文化・教育・くらし創造部教育振興課に必ず報告することとなっている。

第3 背景事実

1 対象生徒について

対象生徒は、本件当時本件学校の高校1年女子特進コースに所属していた。

また、対象生徒は高校1年生の春頃から野球部のマネージャーをAとともに務めていた。担任から見ても、マネージャーを務めるようになる以前に比べて、学業成績、学校での生活状況ともに向上しているように思われ、担任は野球部のマネージャーを務めることが本人にとって良い影響を与えているものと認識していた。

2 クラスについて

前述のとおり、対象生徒は当時2クラスある女子特進コースの一つに所属していたが、既に指摘したように本件学校は小学校、中学校からの内部進学者が多く、コース内でクラス替えが行われることから、同一コース内の生徒の大半は、仲の良さは措くとしても一定程度の面識がある。

当時対象生徒とAとはクラスが異なっていたが同じ女子特進コースであり、過去(中学2年生)に同じクラスになったことがあるため、野球部のマネージャーと一緒に務める以前から友人関係であった。

また当時、B～Hは対象生徒と同じクラスであり、それぞれの生徒間の交流の密度(当事者の認識含む)には差があるが、日常の学校生活において挨拶を交わし、対象生徒を含む複数人のグループで、教室内外で会話や行動を共にする関係にあった。

上記背景事情もあり、AとB～Hにも面識、交流はあり、BらがAのクラスに休み時間中に話をしに行き、また通学路の関係で一緒に登校する生徒もいた。ただ、A～H及び対象生徒が結束力の強いグループということではなく、それぞれに仲の良い生徒のつながりがあり、それを結びつけて大きくくくるとA～H及び対象生徒を一つのグループと見る者もいるという程度のつながりである。

3 野球部のマネージャーの役割、仕事内容等について

本件学校において野球部のマネージャーは、部活動が始まる前には練習スペースの準備、練習時間内においては男子部員にボールを手渡すなどの練習補助、部活終了

後には部室内でボールを拭くなどの仕事を行う。これ以外にも、マネージャーは、対外試合に同行し、スコアブックを付けるなどの仕事も行っている。また、痛んだ硬球にテープを貼るマスキングをしたり、グラウンドの雑草を抜く、倉庫の掃除をするといった仕事もある。

対象生徒は高校1年生の春頃から担任の勧めもあってマネージャーとして野球部に入部し、同時期にAもマネージャーとして入部した。

第4 いじめに関する事実について

1 野球部部室での出来事

令和4年10月5日、野球部の練習が終わった後、野球部室内において対象生徒やAがボール拭きをしていた際、部室にいた男子部員（Aの交際相手）がAを手伝っていたところ、別の部員が部室に入ってきてAの方のボール拭きを手伝い、さらにその後に入ってきた別部員に対しAが「こっちのやって」と声を掛けたため、その部員もAを手伝うような格好となった。Aの手元にあるボール拭きが終わってからは対象生徒の手元にあるボールのボール拭きを手伝っていた。

対象生徒はそれ以前から野球部内での自身の扱いに違和感を覚えていたこともあり、上記の出来事を受けてAに対し、「部活やめようかな。」と話した。これに対しAは、「なんで。」と問い返したが、これに対して対象生徒は「さっきのボール拭きもやし。」と答えた。Aは対象生徒に対し、他の野球部員の行動が対象生徒を嫌っての行動ではないと返した。この言葉を受けて、対象生徒はそれ以上踏み込んだ話をすることも考えたが、Aと険悪になっても良くないと思い、他にも感じた野球部内での違和感について言いかけて止めた。しかし、対象生徒がいいたいことを言いかけて止めたことを受けて、Aがその内容を問い、対象生徒が「もういい。」と返答するなどし、両者の空気が険悪になってしまった。

このとき対象生徒は、野球部内に交際相手のいるAは、野球部内での悩みごとについて交際相手に話すことが出来るし、過去にもAの交際相手が、他の部員のAに対する言動をAが嫌がっていた際に、その部員に対して当該言動を止めてあげて欲しいと言っているのを見たことがあったため、Aには悩みを相談でき、守ってくれる交際相手がいて羨ましいという趣旨で「Aには〇〇（交際相手）がおるやん。」と発言した。

しかし、Aは従前から対象生徒の野球部内での男子部員に対する態度やマネージャーとしての姿勢や行動に対し不満（Aの視点では対象生徒は男子部員に自分をアピールするような行動を取り、他の部員から目に付くような場面でのマネージャーの仕事はやるものの、部員から見えていない場所での仕事には真剣に取り組んでい

ないように映り、マネージャーとしての仕事に真剣に取り組んでいないように映っていた。)をもっていたという背景がある中、「彼氏がいていいね」という趣旨で上記発言があったと捉えたため、対象生徒の指摘に立腹し、部室を出て行ってしまった。対象生徒はAを追いかけ謝罪したが、Aから「うん。」という返事をされたと感じたものの、「バイバイ」とあいさつしても無視された。

翌日、対象生徒、Aともに部活を休んだ。

令和4年10月7日、対象生徒とAはともに部活に行ったが対象生徒はAに避けられているように感じた。

そのため、対象生徒は部活終了後の帰り道、Aとの関係を修復しようとして、Aに話し合いたい気持ちを数回伝えたが、Aは以前から対象生徒との関係に悩んでいたこともあり、対象生徒が話しかけてくることに対しストレスを感じ、「今は話したくないって言ってるやろ!」と、拒絶する意思を強く示した。

2 口論後の生徒Aの対象生徒や周りの生徒への対応

上述のように、Aは令和4年10月5日以降、対象生徒に対しては拒否的な態度を示す一方、Aと対象生徒の共通の友人であるB～Hの一部に対し、対象生徒と喧嘩の状態にあること等を話すなどした。話を聞き、Aの言い分に同調する者もいたが、必ずしもAの言い分だけが正しいとは考えていない者もいた。また、一部の者は、Aと対象生徒がもめていることは間接的に聞いて知っていたが、Aから話を聞くことを避けており、対象生徒が不登校になって以降に、Aと対象生徒のトラブルの具体的な内容を知るに至っている。

3 日誌への記載

対象生徒のクラスでは、日直となった生徒に日誌が渡される。日誌は生徒と担任の交換日記のような側面があるが、一方で日誌は日直順に回るものであるから、ある生徒が日誌に記載した内容は、担任だけではなく、他の生徒も読むことができる状態であった。

対象生徒は令和4年10月8日、「今週水曜日の(野球部の)マネージャーの子とけんか(?)をして、今も進行中なんです、空気間[ママ]悪いし、部活しにくいし。そういうので最近悩んでいてメンブレがすごいです、、ふう。悩んでいるので話きいてくださーい!!!!」と日誌に記載した。これに対し、担任は「仲直りできませんか?」「仲良くしている君達が見たいです。」「相談してください!!」と記載した。

Aは、クラスは違うものの、日誌にそのようなことが書いてあることを他生徒から間接的に聞き、なんでそんなところを書くのかと腹を立てていた。

4 担任、養護教諭への相談

担任は日誌を通じて対象生徒とAの仲が悪化していることを把握し、令和4年10月12日、対象生徒から事情を聞くに至った。対象生徒は、担任に対し、Aが口を聞いてくれない、一緒に帰ってくれない、謝っているが受け容れてくれないといったことで悩んでいると伝えた。担任は、対象生徒とAの個人間のトラブルであり、そのきっかけは野球部内での出来事であったため、野球部監督に仲裁を依頼した。

また、対象生徒は同日、担任に話すに先立って保健室において養護教諭にAと野球部のマネージャーのこともめていること、自分とAの部内での取り扱いに差を感じており、いづらさのようなものを感じると相談していた。

対象生徒は、10月7日以降部活を休んでいたが、対象生徒の話を聞いた担任は、この日も対象生徒が部活を休むことを野球部の監督に伝えた。

5 野球部監督、部長による仲裁

野球部の監督は令和4年10月7日の時点で対象生徒とAの関係性に違和感を覚えており、部員に確認したところ、二人が喧嘩したようだと言ったことや、担任から聞いた話を踏まえ、同月13日、対象生徒及びAから話を聞くことにした。

同日、対象生徒及びAは個別に監督、部長に対し、どのようなことがあったか、どのような思いでいるのかを話し、その際、対象生徒は「Aさんがなんで怒っているのか知りたい」と希望を述べた。この時、監督は対象生徒に対し、「休むときは自分の口で言いに来い。人（担任）に頼むな。」と注意したうえ、「（担任から）だいたい聞いたが、どうしたいのか？」という投げかけをしている。

また、監督は具体的な内容の詳細はともかく、以前からAが対象生徒に対して不満を持っている様子であることについては察知していた。

翌日の昼休み、野球部の監督及び部長が立ち会った状態で、対象生徒とAがそれぞれの言い分を相手に伝える趣旨の会が持たれた。

その際、Aは「対象生徒がマネージャーの仕事のうち、ボール渡し等の野球部員の前でするような仕事はするが、部室等の、部員が見ていないところで行う仕事は進んでやろうとしない態度が恋愛目的で部活にきていて真剣にマネージャーをする気持ちがないのではないか」「部活に行く前に一緒に行こうと誘われることがあるが準備が遅いため、対象生徒を待っていると部活に行くのが遅くなり、他のマネージャーの先輩に迷惑を掛けるから先に行こうとすると対象生徒が怒ったりするのが嫌である」といった指摘を行った。

対象生徒は、令和4年10月5日に会話している最中にAが怒り出した理由を知り

たかったのに、それ以前の不満を持ち出され、また恋愛目的で部活動をしていると指摘されたことにショックを受け、涙目の状態になった。その際、監督から、発言の正確な表現は不明であるものの、対象生徒には「メンタルが弱い。」と言われていると受け取れる指摘を受け、対象生徒は精神的に衝撃を受けた。

また、A が話す間監督も部長も止めることがなかったため、対象生徒は、監督及び部長は自分のことを守ろうとはしてくれないと感じた。

昼休みには A の思いを話ただけであったことから、放課後に対象生徒が A に対して思っていることを話す機会を設けることとなった。

しかし、対象生徒は A から指摘されたことに精神的な負担を感じたため、授業後保健室に行き、養護教諭に対して放課後に A と話すのがつらいこと、監督や部長が A の肩を持つような行動を取っているように感じられてつらいこと等を伝えた。

養護教諭は、対象生徒がこのように訴えていることを受け、監督や部長が立ち会ったとしても A と話をさせるべきではないと考え、対象生徒に話をしない方が良く、養護教諭から監督に伝えることを提案したが、それ以前に担任から間接的に部活動を休むことを伝えてもらった際に、監督から直接言いに来るよう指導されたこともあり、対象生徒は直接言うといった。

その後、対象生徒は監督のところに行き、「メンタル的にしんどいので今日は話をしたくない」と伝えた（同日中に養護教諭からも監督に対し同様の連絡を行っている）が、監督はこれに対し、対象生徒が「メンタルが弱い」と指摘されていると受け取れる趣旨の指摘を行った。

この後、対象生徒は教室に戻ったが、そこにいた生徒複数名に対し、A と喧嘩になってしまっていることその他、監督からメンタルが弱いと言われたと話して泣き、話を聞いてもらっていた。

その後、監督や部長は、対象生徒が自分の言い分を伝える機会を設けようとしたが、対象生徒は監督や部長からの提案を受け入れることはなかった。

令和 4 年 11 月 17 日、再び監督、部長、対象生徒及び A の 4 名で集まる機会がもたれ、監督は、対象生徒に対して、もっと対象生徒が折れなければならない（対象生徒はこれを妥協や我慢をしろという趣旨と捉えた）という趣旨の指摘をした。

そして、監督からその場で対象生徒と A に対し、今後も部活動を支えていくために互いに協力して欲しい旨の指摘があり、対象生徒と A は了解したが、A には納得がいかない思いが残っていた。

6 他生徒との関係性

対象生徒が A ともめてしまって以降、対象生徒は同じクラスの生徒で、対象生徒と A を含むグループで談笑などするメンバー（B～H）の態度が固くなり、距離を置か

れているように感じるようになった。

しかし、部活動の遠征の際に買ってきた土産を対象生徒に渡す者や、また対象生徒からAとの関係で悩んでいることを対象生徒から聞いた者も複数いた。他方で、当時全くAと対象生徒がもめていると認識していなかった者もあり、B～Hの全員が同程度に対象生徒とAの関係について認識している状況ではなかった。

また、対象生徒とAがもめて以降も、対象生徒とB～Hのうち何人かの様子について、従前と変わらない雰囲気話していると感じていたB～H以外の生徒もいた。

対象生徒はこの頃から学校を休みがちになった。

7 対象生徒が一部の友人との SNS でのつながりを断ったこと

そのような状況の中、具体的な時期は不明であるものの、対象生徒は当時 SNS 上でのつながりのあったB～Hのうちの一部との SNS 上のつながりを断った。

対象生徒はこれらの者以外の者が見られるアカウントをもっており、そこに誰という特定はせず、信じていたのに裏切られたという趣旨の書き込みをした。B～Hのうち SNS 上のつながりを断たれた者は、自分たちのことを指しているのではないかと感じた。対象生徒と SNS 上のつながりのなかった生徒の中には、この出来事を知り、自分が書き込みの対象に含まれているのではないかと考える者もいた。

第5 その後の事情

1 定期考査から不登校に至るまで

令和4年10月24日から27日までの間、定期考査が行われた。B～Hの中には対象生徒からテスト範囲を聞かれて答えたりするなど、対象生徒と会話していた者もいた。

対象生徒は令和4年10月31日から学校を休むようになった。

2 被害申告

令和4年11月1日、対象生徒の保護者が本件学校に電話し、対象生徒がA及びB～Hから無視されるなどのいじめを受けているとの被害申告があった。

同日、担任が家庭訪問し事情を聞き取った。

令和4年11月7日、担任およびAのクラスの担任が再度家庭訪問し、対象生徒の訴える内容を改めて確認した。

3 学校による聞き取り調査

令和4年11月8日、学校は、A及びB～Hの8名の生徒に対し、聞き取り調査を行った。調査にあたり本件学校は、B～Hが事前に話を合わせるようなことがないよう、複数の教員で、A以外の生徒については3つのグループに分けて、同日中に話を聞いた。

Aはこの時、対象生徒に対する前記不満を述べ、仮に対象生徒から謝罪があったとしても何を謝るのか具体的に示して欲しいという趣旨の発言をした。

これに対し、聞き取りを担当した教員からは、Aが対象生徒ともめた際に強い態度で拒否したこと等にショックを受けているのではないかという指摘、言葉を選んで発言しないと相手を傷つけることになる場合があるという説諭がなされた。

B～Hに対しては、対象生徒の不登校について心あたりがないかという趣旨での聞き取りが行われた。BからHの中には、対象生徒の言動がAを傷つけているという趣旨の発言をする者がいたが、自身は心配して話も聞いていたつもりだったのに嫌われてしまっているようで腑に落ちないと話す者や、両名から話を聞いており、どちらかの肩をもったつもりはないと話す者もいた。また、対象生徒とAのどちらの肩をもったつもりはなく、実際自分のSNSに対象生徒が反応してくれていると話す者もいた。

生徒の中には、「SNSのフォローを外され、おそらく自分たちのことを指す非難をされていることを知り、対象生徒側から距離を置かれていると感じていた。それ以前の段階で、対象生徒とAのどちらの味方もしないように一步引いた立場を取っていたつもりだった態度が、対象生徒に対して距離を取られていると誤解させていたようである。それが誤解であり、自分として対象生徒の味方をせずにAの味方をしていくわけではないと伝えるべきだった。」と話す者や、「話しかけたいとは思いますが、誤解された状態なので、偽善的に取られないか」と懸念する者、「今まで仲が良かったし、意図的に無視したりしているつもりは全くないのでいままで通り接したい」と述べる者もいた。

4 結果の報告

令和4年11月14日、本件学校は、教頭、生徒指導部長、担任が臨席し、対象生徒の保護者及び同代理人立ち会いの下、調査結果を報告した。

この時対象生徒の保護者から、①対象生徒がまだ学校に通っていた期間に、B～Hのうち4名と対象生徒の他2名で会話している時、新発売の菓子の話題になった際、一部の生徒が別の生徒に耳打ちし、その後対象生徒が何を言われたのかと当該生徒に問うと、対象生徒と一緒にその菓子を食べに行かないように言われたと答えたというエピソード②対象生徒がB～Hのうちの一人から「嫌いだから近づかないで」と

いわれたというエピソードがあるという指摘があり、保護者はこれらの調査を求めた。

しかし本件学校はこれらの事項に関する調査は行っていない。

5 対象生徒保護者からのいじめ重大事態にあることの指摘

その後、対象生徒の保護者から欠席日数が 30 日に達していることの指摘があり、令和 5 年 2 月、当委員会が設置されるに至っている。

6 学習機会の保障

対象生徒が登校出来なくなって以降、担任は複数回に渡って家庭を訪問して補習したり、対象生徒から担任の担当科目以外の科目についての相談を受け、他の科目の担当に補助を頼む等している。対象生徒は令和 5 年 5 月頃からクラスの教室ではない場所に通い、担任、保健室の教諭の支援も受けながら登校している状態である。

対象生徒の登校や学業に対する支援の方法やその体制について学校内で会議が開かれて検討されることはなく、抽象的な対応方針（「出席を確保すること」「他の生徒と一切接触させないこと」「勉強を教えること」）だけが会議を経ずに校長から保護者に約束され、担任及び隣のクラスの担任、養護教諭といった現場の教諭陣が内容を検討するという状況になっている。

第 3 章 当委員会の認定

第 1 いじめの認定について

1 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している（なお、「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒をいう。）。

このように、「いじめ」とは、「心理的又は物理的な影響を与える行為」と「心身の苦痛を感じているもの」という要素を内容とするものであって、これ以外の

要素により、「いじめ」の該当性が否定されるものではない。

例えば、1対1の関係性であることや、心身の苦痛が軽微であること、行為の継続性がなかったこと（継続期間が短かったこと）、いじめるつもりがなかったこと等の理由から、いじめの該当性が否定されるわけではない。この点において、一般的な「いじめ」が有している印象とは違いがあることに留意を要する。

当委員会も、同法の定義に従って、「いじめ」を認定する。

なお、当委員会による「いじめ」の認定は、あくまで、前記のとりの定義に基づく「いじめ」の有無を認定するものであり、事実認定の手法は訴訟手続における事実認定（当事者間で主張内容が明らかにされ、反論が可能であり、証言に対しては反対尋問が可能である等の機会が十分に確保された手法）と異なるものであることから、当委員会による「いじめ」の認定は、民事訴訟にいう不法行為の存在を認定するものではない。

2 Aと対象生徒間の揉め事をきっかけとするAの態度の変化

令和4年10月5日、対象生徒は、Aとの間で、野球部のボール拭きを行っていた際のやり取りに起因して揉め事となったが、揉め事の前段階のボール拭きの際、Aは「軽いノリで」、「こっち手伝って」と、既に2名の野球部員がAを手伝い、対象生徒を手伝っている部員はいない状態だったにもかかわらず、入ってきた野球部員に対象生徒ではなくAの方を手伝うよう促している。

また、Aと対象生徒が揉め事となった際に、Aはこれまでの対象生徒に対する不満もあり、憤慨した様子を見せつつ部室を退出し、また、その後の対象生徒からの挨拶を無視するなどの行動をとっている。

同月7日には、Aは何度も対話を求めてくる対象生徒に対し、「話したくない」旨の発言をし、強い拒絶感を示している。

同月8日、対象生徒が日誌にAと揉め事となったことを仄めかす内容の記載を行ったのであるが、これを知ったAは、あえて他の生徒や担任教師が閲覧することのできる日誌に記載したことに憤激していた。

以上のように、揉め事をきっかけとして関係性が悪化していたことから、Aは対象生徒と以前のように会話を交わすことはなく、また、対象生徒からもAに対して積極的に話しかけることはなくなっていた。

そのような中、同月13日に、野球部顧問2名の立会いの下、対象生徒とAとの間の話し合いの場が設けられた。しかし、この話し合いにおいては、Aからこれまでの対象生徒に対する不満を一方的に伝えられるだけで、対象生徒は反論することもなく、また、対象生徒が不満を述べることもなく、さらには、今後の解決策も提示されない機会となった。これを受け、対象生徒とAとの関係性はさらに悪化することとなっ

た。

A は、対象生徒と喧嘩したとの認識を持っており、「喧嘩したあとは気まずくて話しかけづらい」「テスト期間が終わって部活が始まったら話するようになるはず」との思いから、令和4年10月5日の揉め事がなされて以降、A が対象生徒との交流を避ける状態が継続していた。

3 B 以下の態度の変化

B～H 中の多くは、対象生徒又は A から、対象生徒と A との揉め事の内容を伝え聞いていたが、一部の生徒は、どちらからも揉め事について聞いておらず、対象生徒と A との間で何が起きたのか本件聴取段階においても具体的に認識していない生徒もいた。

また、B～H の半数以上が対象生徒からも A から、揉め事について相談や報告を受けており、対象生徒に対して助言を行ったり励ましたりした者もいた。

本件揉め事のあとも、B～H の中には、対象生徒といつも通り会話していた者もあり、対象生徒から話しかけられなくなったとの感覚を抱いた者はいたものの、対象生徒を避け又は無視をする等の行為を行ったことは確認できなかった。

むしろ、B～H から見ると、対象生徒から距離をとられた、すなわち、対象生徒から話しかけられる機会が極端に減少したとの印象を持っており、実際に対象生徒自身も A に気を遣って B～H に話しかけるのを控えていた旨述べている。

以上の事実を前提とする限り、B～H についていじめと認定できる具体的な行為を認定することはできない。

ただし、対象生徒が不登校となる直前に行った SNS での投稿に対し、不満を抱く者もいた。すなわち、対象生徒は、SNS にて B～H の一部の者とのつながりを断ち、その後、その者らに対する不満とも取ることができるような発言をした。対象生徒の投稿が B～H の一部の者に向けられたものであるか否かは不明であるものの、対象生徒から不満を抱かれていると感じた生徒は、不満を抱かれるような理由はないとの反感を抱いている。

4 その他の行為

対象生徒から、B～H から以下の行為が行われた旨の申告があった。

- ① 令和4年10月12日、B～H のうちの一人と対象生徒が新発売の菓子について話をしていたところ、別の一人が当該生徒に近づき、何かを話した後、当該生徒が「行くわけないわ」と発言した。対象生徒は当該生徒に、何と言われ

たのか尋ねると、当該生徒は別の一人から食べに行かないよう言われた旨回答した。

- ② 令和4年10月22日、体育の授業中にB～Hのうち2名が話していたところに対象生徒が近づいたところ、うち1名から「嫌いだから近づいてこないで」と拒絶的な発言を受けた。

しかし、いずれの行為についても、当事者から当該行為があった又は見聞きしたとの回答はなかった。また、①については、B～H以外の第三者的立場の生徒も当該行為を見聞きしたことはないとのことであった。

したがって、上記①②の行為は認定できない。

5 まとめ

(1) Aについて

Aは、上記のとおり、令和4年10月5日、対象生徒との揉め事の結果、憤慨した様子で部室を退出し、対象生徒からの挨拶を無視しているが、対象生徒はこれを受けて、Aが対象生徒を避けている様子を感じ取り、いったん距離を空けるために翌日は部活を休んでいる。

また、同月7日、Aは、話しかけてくる対象生徒に対し「話したくない」旨の発言をしている。対象生徒は、Aとの関係性の回復を図るためにAとの話し合いが必要と感じ話しかけたものの、Aから完全に拒絶され、話し合いを持とうとする趣旨を伝えることさえできなかった。

Aによるこれらの行為は、Aから対象生徒への拒絶的な態度を示すものであり、対象生徒に心理的な影響を与える行為である。

そして、これらの行為により、対象生徒はAから避けられているとの印象を抱き、「自分の力では関係性の回復は無理だと思い、精神的にも限界にきていた」状態になっていた。つまり、対象生徒はAの行為により、心身の苦痛を感じたと認めることができ、Aの一連の行為は「いじめ」に該当する。

(2) B～Hについて

対象生徒は、B～HがA側であり、対象生徒をあえて避けているとの印象を抱いていた。

しかし、B～Hの中には、令和4年10月5日の対象生徒とAとの間の揉め事の後も対象生徒と普段通り会話をし、また、対象生徒自身もAとの関係性について

B～Hの数人に相談をし、これに応じるなど、B～Hには対象生徒との関係において従前の振る舞いからの変化は見られない。

なお、対象生徒が申告する上記①②の行為は認めることができなかった。

対象生徒がB～Hを「A側」とであると認識したのは、B～Hの中にAと共に登下校する者が多く、Aと交流する機会が多く持たれている生徒たちであったことも要因である。そして、A～Hを一体のグループとして捉えたうえで、Aとの関係で対象生徒がグループであるB～Hにも気まずさを感じて話しかける機会を自ら減少させ、疎外感を感じるようになっている。

この点において、対象生徒が心身の苦痛を感じたことは否定できず、また、Aと元々通学時に一緒に登校する関係にあった生徒が複数いたことや、Aが本件当時およびそれ以前から、周りに対して自分に起こった出来事を良く話す人物であったということなどから、Aと対象生徒がもめた後もAと登校を続けた生徒が複数いたことそれ自体が、対象生徒にとってはAに肩入れしているかのように映ったと思われるが、他方で調査結果からはB～Hには対象生徒に対して心理的又は物理的な影響を与える具体的行為があった事実を認定することができないため、「いじめ」を認定することはできない。

第2 いじめと不登校の因果関係

対象生徒との揉め事から始まった、令和4年10月5日から同月7日までのAの一連の行為によって、対象生徒は、「自分の力では関係性の回復は困難」「精神的に限界」との苦痛を感じるようになった。

他方で、同日以降も対象生徒とAとの関係性が回復しなかったのは、同月8日に対象生徒自身が日誌にAとの関係性悪化について記載したことに対してAが憤慨したことや、同月13日に野球部監督、部長の立会いの下での話し合いでAがこれまでの不満を対象生徒に直接伝えたこと等も影響している。

さらに、対象生徒はB～HをAとの一体感が強いグループであるとの認識の下、このグループから避けられていると感じ、疎外感や孤独感を抱くようになったが、B～Hには対象生徒を無視することや拒絶的な態度を示すような行為は認められない。

このように、令和4年10月5日から同月7日までのA自身の一連の行為の後に種々の要因が重なり合って、対象生徒は不登校に至っているため、不法行為法上の相当因果関係が認められるかは疑問がある。

ただし、本件では、野球部監督、部長立会いの下での話し合いやB～Hに避けられていると感じる状況は、Aとの揉め事を発端とするAの一連の行為無くしては生じ得なかったものであることから、あればこれなしの関係である条件関係については否定できない。

したがって、Aの「いじめ」行為と対象生徒の不登校との間の因果関係（条件関係）は認められる。

第4章 学校の対応の問題点

第1 対象生徒とAの揉め事を受けての初期対応の問題

本件において、対象生徒はAとの揉め事後、教室に居づらくなり、保健室に行き、養護教諭に相談している。また、養護教諭はその場で担任に連絡し、担任も来て対象生徒から話を聞いている。このように、初期において養護教諭と担任は適切に連携し、対応していた。それは、両教諭ともに中学校から対象生徒とAを担当しており、その性格や背景をよく理解していたためと考えられる。

この後、担任が野球部監督に2人の仲裁を依頼し、その翌日、それぞれから話を聞く機会を設けているが、監督は対象生徒から話を聞く際、前日部活を休んだことに関し、「休むときは自分の口で言いに来い。人（担任）に頼むな。」と注意したうえ、「（担任から）だいたい聞いたが、どうしたいのか？」と投げかけている。対象生徒の心情を事前に把握していたならば、この注意は不適切であり、また、いきなり「どうしたいのか？」と問うのではなく、本人からも改めて事情を聴くなど対象生徒の心情に寄り添った丁寧な対応が必要であった。

その翌日の昼休みに、監督および部長立ち合いの下、対象生徒とAの話し合いの場がもたれた。対象生徒は前日、監督に「Aさんがなんで怒っているのか知りたい」と伝えていたにもかかわらず、Aが一方的にこれまでの部活動における対象生徒への不満を述べる展開となり、思いもよらない内容に、対象生徒は大きな衝撃を受けた。

聴取によると、監督および部長は、部内において対象生徒とAの関係が、日頃からうまくいっていないと把握していた。また、どちらかというともAの方が対象生徒の言動に対してストレスを感じていたと捉えていたとのことであった。そうであれば、Aが感情的になる可能性も予見できたのであるから、少なくとも双方が公平に発言できるよう、教員として十分な調整や配慮が必要であった。そもそも昼休みという限られた時間に設定したこと、そしてAの一方的な主張を止めることもなく時間切れとなってしまったことは、教員の対応不足と言わざるを得ない。また、この時、対象生徒は監督から「メンタルが弱い」という趣旨のことを言われ、教員もAの肩を持っているように感じた。放課後に話し合いの続きをされると言われても、何を言われるか分からない恐怖感から「行きたくない」という気持ちになることは理解できる心情である。

対象生徒は、その気持ちを再び養護教諭に相談し、アドバイスをもらい、自ら監督に伝えた。しかし、そこでもまた「メンタルが弱い」という趣旨のことを言われ、さらにショ

ックを受け、何も言えない心情になってしまった。この時も事前に養護教諭が監督に電話し、対応への配慮を求めているが、活かされることがなかった。聴取において監督は「メンタルが弱い」と言った記憶はないと述べているが、複数の証言から、対象生徒が監督の対応に傷つき、教室で泣いていたことは確認されており、監督の発言が対象生徒にとって「メンタルが弱い」との趣旨に受け取られるものであったことは事実である。その週明けに再度、対象生徒、A、監督、部長による話し合いがもたれたが、対象生徒とAはほぼ発言することなく、監督と部長の説諭により和解したかのような形がとられた。対象生徒はこの時にも「もっと対象生徒が折れなければならない」ということを何度も言われ、「どうしたら良いか分からなくなった」と述べている。

部活動の担当者としては、野球指導とは次元の異なる、女子間の些細なトラブルに見えていたかもしれない。しかし、部活動も教育活動のひとつであり、生徒間のトラブルを仲裁する際は、出来る限り各生徒の背景や心情を理解した上で丁寧に対応し、表面上の解決で終わらせないことが必要である。また、対応してもなお生徒の様子に改善が見られない場合は、速やかに関係する教員間で情報共有し、対応を協議する必要があったであろう。

また、本件では監督および部長によって仲裁の場は設けられたが、担任や養護教諭からの情報は活かされず、監督からの発言そのものが配慮の欠いた指導となっている。そのことが対象生徒を二重に傷つけ、心を閉ざしてしまう方向に作用したことは否めない。

第2 いじめ防止対策推進法に基づくいじめの共通理解の不足

令和4年10月5日から7日にかけてのAの対象生徒に対する言動は、第3章でも述べたとおり、たとえ1対1による一時的な揉め事であっても、Aとの関係を改善したいという対象生徒のアプローチに対して「今は話したくない」と強く拒否し続け、それに対して対象生徒が苦痛を感じているのであるから、いじめであると捉えることができる。しかしながら、本件学校のいじめ問題対策委員会（以下、「委員会」とする）第1回委員会では、生徒らの聴取結果をもとに、いじめに該当するか否か、明確に議論されないまま、「悪質で意図したいじめは認められないと判断」された（第1回委員会の見解として、第4回委員会議事録に記載）。

仮に、この段階で、Aの言動に関してはいじめに該当すると判断されていたならば、Aの態度や言動によって対象生徒はショックを受けているのではないかという指摘や説諭だけでなく、どのような言い分があったとしても、その点についての認識や態度は改める必要があると指導することや、関係改善に向けて再度話し合いの場を設けるなど、早い段階で解決に向けた対応を行うことができたかもしれない。

また、今回の対応において学校は、Aをはじめ生徒らへの聞き取りの際、最後に同時に説諭を行っている。被害の訴えがあった後の聞き取り調査であるから、本来は、調査結果をもとに委員会でいじめの有無を協議した後、生徒への説諭や指導、処遇を行うというよ

うに、調査と対応は別に行うことが基本であると考えられる。もとより、この対応自体、この時点ではいじめは認められないという見解の表れとも見てとれる。

いずれにしても、生徒の人間関係上のトラブルにおけるいじめの判断は難しいが、繰り返しになるが、意図的でなく、1対1であっても、一方の行為によって他方が心身の苦痛を感じている場合、法的にはいじめに該当するということを、教職員は正しく理解しておく必要がある。

生身の人間関係体験が希薄になっている今、対人関係のトラブルが生じた時の解決力は以前にも増して低下しているといえる。いじめの早期発見を通して、生徒が自分の言動を自覚し、客観視する力や、相手の立場に立って考え、自分も相手も大切にする解決力を学ぶことができるような指導が、今後求められるのではないだろうか。

第3 いじめ対策における学校の対応の問題

1 本件経過中における生徒指導上の問題

本件で、対象生徒は不登校になる直前の時期にBからHの一部の生徒及びAと自分のSNSのつながりを断ち、またその頃に対象者を特定してはいないものの、B～Hの中で少なくとも一部の者（対象生徒がSNS上のつながりを断った者や、書き込みを見て自分を指していると感じ反発の意思を持った者）にとって、自分を非難し拒絶する意思を示していると捉えることができる書き込みをしている。

対象生徒がこのような書き込みをしたことについて、それが「(少なくとも対象生徒から見て)Aの味方をしている」ことに向けられた非難であること、そしてそれに対して「そのようなことはないのに非難される覚えはない」と感じたのであれば(少なくとも11月8日の本件学校による聞き取りに対して同趣旨の発言をしている生徒もいる。)、少なくともそれが誤解であり、Aを味方するつもりがないことを伝えることができたのではないかと、またそうすることで対象生徒が不登校になる事態を防ぐことは出来たのではないかとと思われる。

この点について、相手から敵意を向けられた状況で、その相手の誤解を解くために行動せよというのは酷だという意見もあるであろう。しかし、対象生徒とAがもめている状況を目の当たりにして、対象生徒とAのどちらの肩を持っているとも誤解されないよう行動しようとしていたと発言していた生徒もいる。そのような意識をもっていた生徒は、対象生徒がSNSのつながりのあった生徒とのつながりを断ち、敵意ある書き込みをしたことを認識した時点で、少なくとも、中立でいようとする自分の意図に反し、自分がAの肩を持っていると誤解されていると認識する機会を持てたはずである。そうであれば、こういった者達はそのような誤解を解くための行動を取ることができたはずであるし、そういった行動を期待されてしかるべきである。

本件学校が、A～H から事情を聞き取った時点でこれらの事情は学校にも明らかになっており、本件学校には聞き取り結果を受けた適切な指導が期待されたところである。この点については章を改めて指摘する

2 組織的対応上の問題

対象生徒が登校できなくなり、令和4年11月1日、対象生徒と家族から本件学校に「いじめ問題として速やかに対処してほしい」と要請があったにもかかわらず、本件学校は、その1週間後の同月7日に再び家庭を訪れ、ほぼ同じ内容の確認を行っている。本件学校に行きたくても行けない状態にある生徒や家族にとって、一日一日は長く貴重に感じられるものであり、1週間、何も対応してもらえず放置されたと不信感を抱いたことは理解できる。この初動の遅れについては、本件学校も認め、同月14日の説明会の中で謝罪している。関係者の出張による不在という事情があったとしても、被害を訴える当事者の心情を理解し、速やかに対応することが、その後の協力的関係を結ぶ上でも重要であった。

本件学校は同月8日に生徒らへの聴き取りを行い、翌日の9日に第1回委員会を開催している。その議事録によると、担任による経過報告、野球部監督による対応報告、生徒への聴取結果をもとに、本件学校としての今後の対応を協議した旨の記載があり、その5日後の同月14日に保護者および代理人に説明を行っている。この間の速やかな対応は評価できるが、その直後に開かれた第2回委員会及び同月18日に開催された第3回委員会では、生徒間の関係改善に向けた具体的な対応が話し合われていない。

さらに同月25日、保護者から本件学校に電話で再調査を依頼するが、本件学校はその場で「出来ない」と回答し、保護者から「重大事態ではないか」と確認されると「欠席日数が30日になっていないので、30日になって判断する」と回答している。その5日後に第4回委員会が開催され、保護者側の要請を受ける形で重大事態と認定し、届出を行っている。

「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」には、「年間30日の目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である」とある。それまでの経過を総合的に判断すれば、本件学校は欠席日数が30日に至らなくとも重大事態の判断ができた可能性がある。

第4回の委員会では、不登校の状態にある対象生徒の定期考査をどうするか、個別対応の必要性について言及され、Aやその保護者への対応についても一部記載されている。しかし、この回以降、委員会は開催されておらず、その後の対応の報告や協議は行われていない。その理由は、重大事態の調査のための当調査委員会が設置されたためと考えられるが、当調査委員会と学内のいじめ問題対策委員会は別の組織であり、並行して開催しても差し支えないものである。本件学校のいじめ問題対策委員会のフローチャートには、被害

者への支援、加害者への指導、周りの生徒への指導・支援が明記されている。

本件では、対象生徒の不登校は継続しており、学習保障や学校復帰にむけての支援については、いじめの有無にかかわらず、引き続き委員会の中で検討を継続する必要があった。しかしながら、その後、対象生徒への支援はほぼ担任に一任され、学校として組織的な対応がなされているとはいえない。このことは、後述の本件学校の教職員連携・協力体制不足の問題とも関連していると考えられる。

以上を踏まえると、本件学校はいじめ防止等のための組織として「いじめ問題対策委員会」を設置しており、本件発生後、生徒らの聴取においては職員体制を整え、チームで対応している点や、ほどなく委員会を立ち上げ、対応を開始している点は評価できる。しかし、その後の対応は、要所において後手に回ってしまっており、保護者側の不信にもつながってしまっていると見ることができる。また先述のとおり、委員会の開催状況や協議内容をみると、特に対象生徒への支援や関係する生徒らへの対応や指導において、組織的な対応が不十分であったと言わざるを得ない。

また、いじめ防止対策推進法 22 条は「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めている。本件学校にはスクールカウンセラーが配置されているにもかかわらず、委員会に 1 度も召集されていないことは大きな問題点として挙げられる。また本件では、対象生徒の相談を受けていた養護教諭を委員会に召集すべきであったと考える。さらに対象生徒のメンタルケアのため、スクールカウンセラーを活用しようとしなかった点も検討すべき課題である。

第4 教職員間の連携・協力体制、組織的対応の不足

先述のとおり、初期においては担任と養護教諭の連携はできていたものの、野球部監督との連携や共通理解が図られていたとはいえない。その後の経過においても、関係する教員がチームや組織として対応できていたとはいえない。

本件は、部活内の揉め事から始まり、クラスの人間関係に波及している。さらに対象生徒と A は別のクラスに在籍していることから、実際問題として、情報共有や連携を図っていくのは難しいケースであったと推察される。このような場合、俯瞰した立場の学年主任ないしは生徒指導部長等が中心となり、チームとして状況を把握し、継続的に対応を協議し、協力してすすめていくことが求められるが、本件学校は日頃からこのような組織的対応が機能していない現状があるのではないかと推察される。

聴取によると、担任は対象生徒の家庭に週に 1 回訪問し、補習を行いながら対話を図ってきた。その成果もあり、対象生徒は 2 年生に進級した後、別室登校をしているが、この

対応は会議等において組織的に検討されたのではなく、あくまで担任独自の判断で実施したとのことである。また、第2章第5の6にあるように、校長と保護者のあいだで取り決めたことを各教員が個別に検討し、実施せざるを得ない状況があるとのことであった。

本件学校では毎月1回、生徒指導部と教育相談室による情報交換会が実施されている。今回の調査では、その内実までは明らかにできなかったが、形骸化したものになっていないか改めて検討する必要がある。また、とりわけいじめや不登校の生徒への対応や支援は、担任だけでなく、専門家も交えたチームや組織で行うべきであり、この点は本件学校において、今後改善される必要があると考える。

第5章 再発防止に向けた提言

第1 いじめ防止対策推進法に基づく「いじめ」に関する共通理解の徹底

本件学校においては、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための組織として、「いじめ問題対策委員会」も設置している。しかしながら実際は、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の認識が十分であったとは言えず、結果として学校の本件への対応に不備があったことは否めない事実である。

いじめ防止対策推進法は2011年、天津市立中学校の生徒がいじめを苦に自殺したことを契機に策定されたものであるが、同事件によって、学校におけるいじめが、時には生徒の命を奪いかねないことが広く認識され、その結果、教育委員会・学校などが連携していじめ対策に取り組む仕組みを整備するために制定されたのである。いじめや取り返しがつかない「重大事態」を引き起こさないためにも、本法をもとに、教職員は改めて「いじめ」に関する認識を深める必要があるのではないか。

具体的には、どのような事象をいじめとして把握すべきか、また、学校及び学校の教職員の責務という観点から、「早期発見、早期対応のあり方」や「未然防止はどうあるべきか」等について検討すべきである。これらのことは教職員による校内研修会を通して身につけることができ、いじめの認知や理解をめぐる教職員の視点の再確認こそが、最も重要ではないかと考える。

第2 いじめ等に対する学校の組織体制の再構築

文部科学省によると、これからの学校においては、複雑化・多様化した課題を解決していくために、学校の組織としての在り方や、学校の組織文化に基づく業務の在り方などを見直し、「チームとしての学校」を作り上げていくことが大切であると述べている。

そのため、現在、配置されている教員に加えて、多様な専門性を持つ職員の配置を進めるとともに、教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、それぞれの専門

性を生かしつつ連携、分担することができるよう、管理職のリーダーシップや校務の在り方、教職員の働き方の見直しを行うことが必要であると指摘している。

本件について考えるとき、今回のいじめ事象への学校の対応が、果たして「チーム学校」として機能していたかどうかが問われるところである。確かに、本件学校に「いじめ問題対策委員会」が設置されており、更に学期毎に学校いじめ防止方針の改善検討が計画されているが、組織として有効に機能していれば、本件がこれほどまでに拗れることはなかったのではないかと推測できる。言い換えれば、学級担任等一部の教員だけに任せがちないじめ対応を是正する必要があるのではないか。

とりわけ本件学校が進学校であることを鑑みたとき、教員にとって学習指導、進路指導が重要な任務であることは理解できるが、一方、在籍する生徒が学校生活を送る中で今回のようないじめ事象等、様々な生徒指導上の諸問題に直面することを想定した上で、生徒指導や教育相談の充実を図らねばならない。そして、そのことを一部の教員だけで担うのではなく、組織として「チーム学校」として確実に遂行する必要がある。今後は、学校における基盤的な機能の一つとして、まずは、既存の「いじめ問題対策委員会」の活性化を図り、委員会が中心となって、生徒指導、教育相談及び人権教育推進等の各委員会とも連携を密にしながら、学校のいじめ防止基本方針の遂行や PDCA サイクルの確立を目指す必要がある。そして、今回のようないじめ事象に限らず、常に生徒指導上の問題について「チーム学校」として対応できるような校内組織体制を再編成、再整備するとともに、組織としての機能が有効に働いているかどうかという点検も怠ってはいけな。すなわち、再構築された組織体制を決して有名無実化させてはならないということである。

第3 いじめや不登校等に関する教員研修の充実

まず、いじめに関する考え方や姿勢を全教職員が共有できるための研修を企画する必要があるのではないか。本件学校では、年間を通して、生徒指導、教育相談、人権教育に係る職員研修会を各1回ずつ計画されており、これまでにいじめに関する研修会も実施されてきたものと推測されるが、今回のいじめ事象を受けて、これまでも増して研修の充実を図らねばならない。なぜなら、本件学校の場合、いじめの早期発見、早期対応という点においては、後手に回った感が否めず、対応が遅きに失したと言える。具体例をあげれば、対象生徒の保護者より、「対象生徒はいじめ事象の結果として30日以上欠席しており、これはいじめによる重大事態ではないか」と指摘されてはじめて、重大事態として対応を始めたことなどである。「いじめの存在」もしくは「いじめとの因果関係」において「疑い」があれば重大事態として扱う必要があるということを学校は理解していなかった可能性があると考えられる。

では、生徒指導に係る教員の資質向上を図るためには、どのような研修を実施するべ

きか。まずは、いじめ防止対策推進法が定めるいじめの定義をもとに、どのようなものがいじめに該当するのかについて、共通理解を図る必要がある。その際、法の解釈に触れることはもちろん、その他、いじめに関する国（文部科学省）及び県の考え方や方針、ガイドライン等を活用しながら研修を進めることが望ましい。そして、これらの研修は年間を見通し、計画的に実施される必要がある。その上で、学校として独自の「いじめ対応マニュアル」の策定や「いじめ防止プログラム」の開発が期待される。

また、今回、対象生徒が不登校に陥ったことを鑑みたとき、本件学校は不登校の理解とその支援の在り方についても研修を深めなければならない。内容としては、そもそも「不登校とは何か」、また、その特徴や背景となる課題に何があるのか等についての理解が求められる。その上で、当事者の置かれている状況及び不安等に寄り添いながら、「今、何を必要としているのか」という視点に立った支援の在り方を探る必要がある。

これまでいじめや不登校に関する研修の在り方について述べてきたが、いずれの研修の形態としても、理論研修、事例研修等を組み合わせて実施することが望ましい。その際、可能であれば、外部講師を積極的に招いて研修会を持つことが有効であろう。

第4 教職員間及び保護者や関係機関との連携・協力体制の強化

いじめ等に対する学校の組織体制の再構築の必要性については、すでに述べたとおりであるが、組織の機能が有効に働くためには連携と協力体制が不可欠である。特に、いじめ問題では教員が一人で抱え込まず、組織として対応することを優先すべきであり、決して一人の教員だけで対応してはいけない。「生徒指導提要」（文部科学省、2022）においても、チーム支援の重要性が説かれており、問題を抱える個々の生徒について、校内の複数の教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどがチームを編成して生徒を指導・援助し、また家庭への支援もあわせて問題解決を行うべきであると述べられている。生徒の問題行動の背景には、家庭環境も含めてさまざまな環境が影響していると考えられる。困難な事例では担任等だけで悩んで躊躇しているうちに深刻な事態になりかねない。そうならないためにも、いち早く校内で情報の共有を行い、チームとして対応する必要がある。今回の事案においても、一部の教員間での連携は認められたが、チームとして機能していたかという点、いささか疑問が残る。言い換えれば、本件学校は教員の個々の能力に委ねすぎていたのではないか。校内の人的資源である、管理職、学年教師集団、生徒指導委員会や教育相談委員会のメンバー、養護教諭やスクールカウンセラーなどとの連携を密にすべきであったと言える。

また、校内連携に留まらず、必要に応じて外部関係機関との連携も重要となる。本件学校は私学なので、今回のような事案が発生したとき、県教育委員会ではなく知事部局への報告となるが、助言を県教育委員会に求めることができる。また、いじめが原因で不登校になった場合も含めて、対象生徒が県内在住であれば、県教育委員会の一部署で

ある県立教育研究所教育支援部の教育相談を受けることも可能である。また、その際、我が子のことで不安を抱える保護者の相談も受け入れてくれる。また、対象生徒が他府県在住の場合も、当該府県教育委員会が設置する教育相談機関において、同様の支援を受けることができる。

以上のように、外部関係機関の人的資源を頼ることも大変重要なことである。もちろん、学校の状況や課題の内容によって、連携する関係機関は異なる可能性はあるが、事前に以下（１）～（４）のようなことを準備しておく必要がある。

- （１）地域社会に連携が図れるどのような関係機関があるのかを確認しておく。
- （２）関係機関等との連携で、学校との役割分担について事前に調整しておく。
- （３）関係機関等と連携をする際の具体的手順と校内での窓口を教職員へ明示しておく。
- （４）関係機関等と日頃から連携をとり、担当者と人間関係を築いておく。

第５ いじめ未然防止のための予防教育の充実

いじめ未然防止の基本的着想として、以下３点を押さえておく必要がある。まず、１点目は、「揉め事は学校内で不可避である」という認識に立つことである。クラスという集団形成のプロセスにおいて、揉め事を避けて通ることはできない。そして、むしろ生徒たちは揉め事を通して自分たちにとって良好な人間関係とは何かを学んでいくものである。すなわち教員にとって、生徒たちの揉め事は、彼らの人間関係を良好にするチャンスと捉え、温かく見守りながら丁寧な助言を行う必要がある。

続いて２点目は、生徒の現状をしっかりと把握することである。クラス内の人間関係を良好なものにするためには、まずクラスの成員である個々の生徒について知る必要がある。そのための方策としては、生活に関するアンケートの実施やストレス度チェック、対人スキル測定アンケートなどを用いて、生徒の実態把握と分析を行うことが重要である。

最後に３点目は、いじめの抑制力形成をめざすことにある。いじめが揉め事の延長線上で起こることはよくある。揉め事が不可避であるという考えに立つならば、いじめの発生を完全に押さえることもまた不可避である。しかし、いじめが深刻化しないうちに収束するような抑止力の形成を目指さなければならない。そのためには、生徒の人間関係能力を高める取組が必要となる。その方法としては、自己理解、他者理解を深めるようなエクササイズを授業に取り組むなど積極的・開発的な教育相談を展開していくことが重要である。これらの取組を年間を通して実施することにより、参加した生徒は自尊感情や自己効力感を向上させるとともに、クラスへの愛着も深まり、ひいては集団の凝集性が高まることにつながる。その結果としていじめが発生しづらいクラスが出来上がる。

以上、いじめの未然防止のための予防教育について述べてきた。しかしこの予防教育

は担任だけが行うものではなく、学校全体として共通理解のもと、バックアップできる体制を整えておくべきである。また、実施に先だって外部講師を招聘した教員研修の中でスキルを学んでおくことも事前準備としては重要なことである。

第6 いじめを生まない環境づくり

生徒にとって学校やクラスは、安心・安全に過ごすことができる場所でなければならぬことは言うまでもない。では、そのために学校は、教職員は何をなすべきか。まずは、生徒と教職員の信頼関係の構築ではないか。信頼関係のないところに生徒自身が自尊感情や自己肯定感を感じられる「心の居場所」など存在するはずがない。教職員は一人一人の生徒を一人の人間として尊重し大切にすることを基本に据え、上下関係や一方向の情報伝達に終始するのではなく、対話を重視した生徒との温かい人間関係に心がけるべきであろう。また、学習場面においても、個に応じた指導の工夫などを通して、生徒が学びの中で充実感、成就感を達成できるように努めなければならない。あわせて学校行事や生徒会活動などにおいても、生徒の自発的な活動を尊重することが大切である。これらのことを通して初めて、生徒と教職員の信頼関係は醸成できるものと考えられる。出来上がった信頼関係の中では、安心・安全は担保され、生徒間のいじめは発生しづらくなることは言うまでもない。いじめを生まない土壌づくりの第一歩が生徒と教職員の信頼関係にあるということだ。この観点からいえば、本件で野球部の監督が対象生徒に対し、対象生徒が、「メンタルが弱い」と指摘されたと捉える趣旨の発言をしたり、またAとの関係を仲裁しようとした際に、その方法が配慮を欠いたものとなっていたことは誠に残念である。

次に大切なことは、豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を展開することがあげられる。いじめ防止対策推進法第15条に、「学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」と明記されている。本件学校においても、生徒に豊かな情操を身につけさせることや道徳心を培うための道徳教育や体験活動等の更なる充実が求められる。また、生徒一人一人が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他者と関われるようにするため、まずは教職員自らが人権尊重の立場に立って、日々教育の中で率先して人権教育を進めていく必要がある。さらに、生徒の規範意識を高めるため、教科、道徳、特別活動やあらゆる教育活動を通して、「きまり」についての理解を深め、「きまり」を守ろうとする態度を身に付けさせることも重要である。

第6章 おわりに

本件では、当委員会の調査において、対象生徒の指摘するいじめ行為の一部は認定できなかった。

また、当委員会が調査によってその存在を認めたAの行為について学校は「1対1の関係」で生じたことは「いじめ」に該当し得ないという先入観に基づく対応が行われた結果、学校はこれをいじめではないという前提の元で対応してしまっている。

もちろん、「いじめ」に該当するか否かと、その重大性、深刻性は別の問題である。

しかしながら、実際に本件で対象生徒がAとの関係の悪化をきっかけに最終的には不登校に至っていること、そこには必ずしもA自身の行為ではない要素が複数絡んでいるとはいえ、不登校のきっかけになっている行為に「いじめ」に該当する行為が関わっていることもまた事実である。

そうだとすれば、少なくとも本件学校はAの行為が「いじめ」に該当するという前提のもと、Aに対し、説諭という形ではなく指導という形で、①1対1の関係においてもいじめが成立することを指摘し、②Aと対象生徒の関係改善のための努力をしなければならないこと、③対象生徒を強く拒絶する態度をとり続けることは問題があること等指摘することができたのではないか（本件で、本件学校がAに「処分」を課すべきであるかどうかは別問題である）。

また本件では、B～Hに対する聞き取り調査の段階で、少なくともB～Hの一部から、①対象生徒側から距離を置かれていると感じる旨指摘され、②対象生徒による一部の者のSNSからの遮断と、自分達に向けられていると思われる書き込みの存在が指摘されているといった事情がある。

それまで仲の良かったはずの対象生徒が突如敵意ある書き込みをし、またSNSのつながりを断つ行動に出たことの背景に、Aと対象生徒の関係が悪化し、対象生徒から見ればAの味方をしていると捉えたであろうことが関わっていることについては、Bらだけではなく、学校にも予測し得た状況であった。

そうだとすれば、この時点で本件学校は、①SNSの件について対象生徒に聞き取りをした上で、このような行動に出た真意を確認した上で、②B～Hに対しては、少なくとも対象生徒から見た視点ではBらが対象生徒に対し距離を置いていると見えているであろうという指摘を行い、そのことがSNSの件等、Bらとの間に溝を生む結果につながっていることを指摘した上、③対象生徒本人の意向を、対象生徒本人に直接聞いた上でのことにはなるが、早い段階でBらと対象生徒が話す機会を設けることが出来たのではないか。

対象生徒の認識と、B～Hの認識には齟齬する部分もあり、こういった対応は容易ではない。

しかし、本件では「いじめ」に該当する行為があるか否か、またそれが深刻なものであるか否かの判断が先行してしまい、その結果として、本来調整可能であったはずの人間関

係の調整が困難になってしまったように思われてならない。

今後学校が同種の事案に接した際、「いじめの有無」やその深刻性の有無ばかりに目を奪われ、それがないと判断すればそれ以上の積極的な対応はしないというのではなく、広い意味でのいじめの概念を前提に、可能な限りの人間関係の調整を伴った適切な対応を取っていくことを期待する。

以上